

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱一部改正案 新旧対照表

改正案				現行			
別紙 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱				別紙 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱			
第2 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金				第2 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金			
(定義) 2 第2において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。				(定義) 2 第2において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。			
区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類	区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
(3) 障害者自立支援法第5条第1項に基づく障害福祉サービス事業(同条第5項に規定する療養介護、同条第6項に規定する生活介護、同条第7項に規定する児童デイサービス同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援若しくは同条第15項に規定する就労継続支援に限る。)を行う施設(以下「障害福祉サービス事業所」という。)並びに同条第12項に規定する障害者支援施設	障害福祉サービス事業所 障害者支援施設			(3) 障害者自立支援法第5条第1項に基づく障害福祉サービス事業(同条第6項に規定する生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援若しくは同条第15項に規定する就労継続支援に限る。)を行う施設(以下「障害福祉サービス事業所」という。)並びに同条第12項に規定する障害者支援施設	障害福祉サービス事業所 障害者支援施設		
(4) 障害者自立支援法第5条第8項に規定する短期入所、同条第10項に規定する共同生活介護及び同条第16項に規定する共同生活援助を行う事業所	短期入所事業所 共同生活介護事業所 共同生活援助事業所			(4) 障害者自立支援法第5条第10項に規定する共同生活介護及び同条第16項に規定する共同生活援助を行う事業所	共同生活介護事業所 共同生活援助事業所		
(交付の対象) 4 整備費補助金は、次の表の①欄に定める施設の種類のごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助事業を交付の対象とする。				(交付の対象) 4 整備費補助金は、次の表の①欄に定める施設の種類のごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助事業を交付の対象とする。			

①施設の種類の	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥県補助率	⑦国庫補助率
(3) 障害福祉サービス事業所等 7 障害福祉サービス事業所（療養介護を除く。）	障害者自立支援法第79条第2項	地方税法（昭和25年法律第226号）第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により固定資産税を課せられていないこととされている法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人又は特例民法法人等。以下「社会福祉法人」という。）	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
1 障害福祉サービス事業所（療養介護に限る。）	障害者自立支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
9 障害者支援施設	障害者自立支援法第83条第4項	社会福祉法人等（医療法人を除く。）	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
(4) 短期入所事業所、共同生活介護事業所及び共同生活援助事業所	障害者自立支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3

(交付額の算定方法)

6 整備費補助金の交付額は、次により算出する。

なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) 創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び改修（転換）については、次により算出された額を交付額とする。

①施設の種類の	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥県補助率	⑦国庫補助率
(3) 障害福祉サービス事業所等 7 障害福祉サービス事業所	障害者自立支援法第79条第2項	地方税法（昭和25年法律第226号）第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により固定資産税を課せられていないこととされている法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人又は特例民法法人等。以下「社会福祉法人」という。）	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
1 障害者支援施設	障害者自立支援法第83条第4項	社会福祉法人等（医療法人を除く。）	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
(4) 共同生活介護事業所及び共同生活援助事業所	障害者自立支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3

(交付額の算定方法)

6 整備費補助金の交付額は、次により算出する。

なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) 創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び改修（転換）については、次により算出された額を交付額とする。

- ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1又は別表1-2の第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ 4の表の①欄に定める施設の種類の種類ごとに、別表1-1又は別表1-2の第1欄に定める種目ごとに第2欄により算出した基準額の合計を算出する。  
ただし、保護施設等に地域交流スペースの整備を行う場合は、19,900千円（ただし、防災拠点型地域交流スペースとして整備する場合は、26,700千円）を加えた額とする。（なお、初度設備相当を併せて整備する場合は、1,080千円（ただし、防災拠点型地域交流スペースとして整備する場合は、2,850千円）を加えた額とする。）
- ウ アにより選定された額に4の表の⑥欄に定める県補助率を乗じて得た額と、イにより算出した額と、施設の種類の種類ごとに算出した都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額の合計額とを比較していずれか少ないほうの額の施設の種類の種類（以下、「国庫補助基本額」という。）に、4の表の⑦欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額（ただし、地域交流スペースの整備を行う場合は、エによることとする。）とする。
- エ 地域交流スペースの整備を行うときは、総事業費（対象経費の実支出額）（寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額）のうち地域交流スペースの整備に係る額と、19,900千円（ただし、防災拠点型地域交流スペースとして整備する場合は、26,700千円）（なお、初度設備相当を併せて整備する場合は、1,080千円（ただし、防災拠点型地域交流スペースとして整備する場合は、2,850千円）を加えた額とする。）と、都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額のうち地域交流スペースの整備に係る額とを比較していずれか少ない方の額をウにより算定された額に加えたものを交付額とする。

(国の財政上の特別措置)

- (3) 次の表の①欄に定める区分ごとに、②欄に定める対象施設の種類の種類に掲げる場合には、次のとおりとする。
- ア 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備の場合  
(1) のうち「4の表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「(3)の表の④欄に定める国庫補助率」とそれぞれ読み替えて適用する。
- イ ア以外の施設の場合  
(2) のイ中「4の表の⑥欄に定める県補助率」とあるのは「(3)の表の③欄に定める県補助率」と、「同表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「同表の④欄に定める国庫補助率」とそれぞれ読み替えて適用する。

区 分 ①	対 象 施 設 の 種 類 ②	県補助率 ③	国庫補助 率 ④
ア 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業とし	・救護施設 ・更生施設 ・宿所提供施設 ・障害福祉サービス事業所（生活	5/6	4/5

- ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1又は別表1-2の第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ 4の表の①欄に定める施設の種類の種類ごとに、別表1-1又は別表1-2の第1欄に定める種目ごとに第2欄により算出した基準額の合計を算出する。  
ただし、保護施設等に地域交流スペースの整備を行う場合は、19,600千円（ただし、防災拠点型地域交流スペースとして整備する場合は、26,300千円）を加えた額とする。（なお、初度設備相当を併せて整備する場合は、1,070千円（ただし、防災拠点型地域交流スペースとして整備する場合は、2,800千円）を加えた額とする。）
- ウ アにより選定された額に4の表の⑥欄に定める県補助率を乗じて得た額と、イにより算出した額と、施設の種類の種類ごとに算出した都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額の合計額とを比較していずれか少ないほうの額の施設の種類の種類（以下、「国庫補助基本額」という。）に、4の表の⑦欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額（ただし、地域交流スペースの整備を行う場合は、エによることとする。）とする。
- エ 地域交流スペースの整備を行うときは、総事業費（対象経費の実支出額）（寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額）のうち地域交流スペースの整備に係る額と、19,600千円（ただし、防災拠点型地域交流スペースとして整備する場合は、26,300千円）（なお、初度設備相当を併せて整備する場合は、1,070千円（ただし、防災拠点型地域交流スペースとして整備する場合は、2,800千円）を加えた額とする。）と、都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額のうち地域交流スペースの整備に係る額とを比較していずれか少ない方の額をウにより算定された額に加えたものを交付額とする。

(国の財政上の特別措置)

- (3) 次の表の①欄に定める区分ごとに、②欄に定める対象施設の種類の種類に掲げる場合には、次のとおりとする。
- ア 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備の場合  
(1) のうち「4の表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「(3)の表の④欄に定める国庫補助率」とそれぞれ読み替えて適用する。
- イ ア以外の施設の場合  
(2) のイ中「4の表の⑥欄に定める県補助率」とあるのは「(3)の表の③欄に定める県補助率」と、「同表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「同表の④欄に定める国庫補助率」とそれぞれ読み替えて適用する。

区 分 ①	対 象 施 設 の 種 類 ②	県補助率 ③	国庫補助 率 ④
ア 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業とし	・救護施設 ・更生施設 ・宿所提供施設 ・障害福祉サービス事業所	5/6	4/5

て行う場合

<p>介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者支援施設</li> <li>・身体障害者社会参加支援施設（盲導犬訓練施設を除く。）</li> <li>・身体障害者更生施設（中分類）</li> <li>・身体障害者療護施設（中分類）</li> <li>・身体障害者授産施設（中分類（身体障害者小規模通所授産施設を除く。））</li> <li>・知的障害者援護施設（知的障害者小規模通所授産施設及び知的障害者通勤業（中分類）を除く。）</li> <li>・知的障害児施設（中分類）</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・授産施設（中分類）</li> </ul>	8.75/10	7.5/8.75
<ul style="list-style-type: none"> <li>・重症心身障害児施設（中分類）</li> </ul>	9/10	8/9

て行う場合

<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者支援施設</li> <li>・身体障害者社会参加支援施設（盲導犬訓練施設を除く。）</li> <li>・身体障害者更生施設（中分類）</li> <li>・身体障害者療護施設（中分類）</li> <li>・身体障害者授産施設（中分類（身体障害者小規模通所授産施設を除く。））</li> <li>・知的障害者援護施設（知的障害者小規模通所授産施設及び知的障害者通勤業（中分類）を除く。）</li> <li>・知的障害児施設（中分類）</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・授産施設（中分類）</li> </ul>	8.75/10	7.5/8.75
<ul style="list-style-type: none"> <li>・重症心身障害児施設（中分類）</li> </ul>	9/10	8/9

別表3-1

## 平成22年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類		補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 児童デイサービス	本体(自中活動部分) 利用定員 20人以下	都市部	41,600,000
		標準	39,600,000
	21人～40人	都市部	83,400,000
		標準	79,500,000
	41人～60人	都市部	139,900,000
		標準	132,300,000
	61人～80人	都市部	195,000,000
		標準	185,800,000
	81人～100人	都市部	251,400,000
		標準	239,400,000
	101人～120人	都市部	306,900,000
		標準	292,300,000
	121人以上	都市部	363,100,000
		標準	345,900,000
	施設入所 支援整備 加算及び 本体(宿泊 型自立訓 練)	都市部	33,600,000
		標準	32,100,000
	21人～40人	都市部	67,300,000
		標準	64,200,000
	41人～60人	都市部	112,400,000
		標準	107,100,000
	61人～80人	都市部	158,100,000
		標準	150,600,000
	81人～100人	都市部	203,100,000
		標準	193,500,000
	101人～120人	都市部	249,000,000
		標準	237,100,000
	121人以上	都市部	294,000,000
		標準	280,000,000
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	32,000,000
		標準	30,500,000
	短期入所整備加算	都市部	9,000,000
		標準	8,580,000
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	10,200,000
		標準	9,750,000

別表3-1

## 平成21年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額			
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	82,000,000		
			標準	78,100,000		
		41人～60人	都市部	136,500,000		
			標準	130,000,000		
		61人～80人	都市部	191,700,000		
			標準	182,600,000		
		81人～100人	都市部	246,900,000		
			標準	235,200,000		
		101人～120人	都市部	301,500,000		
			標準	287,200,000		
		121人以上	都市部	356,700,000		
			標準	339,800,000		
		施設入所 支援整備 加算		利用定員 40人以下	都市部	68,200,000
					標準	63,000,000
41人～60人	都市部			110,400,000		
	標準			105,200,000		
61人～80人	都市部			155,400,000		
	標準			148,000,000		
81人～100人	都市部			199,500,000		
	標準			190,100,000		
101人～120人	都市部			244,600,000		
	標準			233,000,000		
121人以上	都市部			288,800,000		
	標準			275,100,000		
就労・訓練事業等整備加算				都市部	31,500,000	
				標準	30,000,000	
短期入所整備加算(入所のみ)			都市部	7,330,000		
			標準	6,990,000		
発達障害者支援センター整備加算			都市部	10,050,000		
			標準	9,600,000		
通院支援 施設整備 加算	新築・改築	利用定員 40人以下	都市部	38,300,000		
			標準	36,500,000		
		利用定員 41人～60人	都市部	57,300,000		
			標準	54,600,000		
	既存施設を改修して転換する場合	利用定員 40人以下	都市部	19,100,000		
			標準	18,200,000		
		利用定員 41人～60人	都市部	28,600,000		
			標準	27,300,000		
共同生活介護 共同生活援助	創設	定員4人～10人	都市部	19,600,000		
			標準	18,700,000		

別表3-1

## 平成22年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額			
退院支援 施設整備 加算	新築・改築	利用定員 40人 以下	都市部	39,900,000		
			標準	37,100,000		
		利用定員 41人 ~60人	都市部	59,300,000		
			標準	55,500,000		
	既存施設を改修し て転換する場合	利用定員 40人 以下	都市部	19,400,000		
			標準	18,500,000		
		利用定員 41人 ~60人	都市部	29,100,000		
			標準	27,700,000		
療養介護	本体	利用定員 20人	都市部	75,300,000		
			標準	71,700,000		
		21人 ~40人	都市部	150,800,000		
			標準	143,700,000		
		41人 ~60人	都市部	251,400,000		
			標準	239,400,000		
		61人 ~80人	都市部	353,300,000		
			標準	336,500,000		
		81人 ~100人	都市部	454,500,000		
			標準	432,900,000		
		101人 ~120人	都市部	555,900,000		
			標準	529,500,000		
		121人以上	都市部	657,200,000		
			標準	625,900,000		
		就労・訓練事業等整備加算			都市部	32,000,000
					標準	30,500,000
		短期入所整備加算			都市部	9,000,000
			標準	8,580,000		
発達障害者支援センター整備加算			都市部	10,200,000		
			標準	9,750,000		
共同生活介護 共同生活援助	創設	定員4人~10人	都市部	19,900,000		
			標準	19,000,000		
		短期入所整備加算	都市部	9,000,000		
			標準	8,580,000		
		エレベーター等設置整備加算	都市部	1,570,000		
			標準	1,500,000		

別表3-1

## 平成21年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額			
障害児施設(入所) 本体	利用定員 40人 以下	都市部	標準	148,300,000		
			標準	141,300,000		
		41人 ~60人	都市部	246,900,000		
			標準	235,200,000		
		61人 ~80人	都市部	347,300,000		
			標準	330,800,000		
		81人 ~100人	都市部	446,700,000		
			標準	425,500,000		
		101人 ~120人	都市部	546,300,000		
			標準	520,300,000		
		121人以上	都市部	645,700,000		
			標準	615,000,000		
		就労・訓練事業等整備加算			都市部	31,500,000
					標準	30,000,000
短期入所整備加算			都市部	7,330,000		
			標準	6,990,000		
発達障害者支援センター整備加算			都市部	10,000,000		
			標準	9,600,000		
障害児施設(通所) 本体	利用定員 40人 以下	都市部	標準	82,000,000		
			標準	78,100,000		
		41人 ~60人	都市部	136,500,000		
			標準	130,000,000		
		61人 ~80人	都市部	191,700,000		
			標準	182,600,000		
		81人 ~100人	都市部	246,900,000		
			標準	235,200,000		
		101人 ~120人	都市部	301,500,000		
			標準	287,200,000		
		121人以上	都市部	356,700,000		
			標準	339,800,000		
		就労・訓練事業等整備加算			都市部	31,500,000
					標準	30,000,000
発達障害者支援センター整備加算			都市部	10,050,000		
			標準	9,600,000		
福祉ホーム	改修	利用定員 40人 以下	都市部	19,100,000		
			標準	18,200,000		
		利用定員 41人 ~60人	都市部	28,600,000		
			標準	27,300,000		

別表3-1

## 平成22年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類		補助基準額	
障害児施設(入所) 本体	利用定員 20人以下	都市部	75,300,000
		標準	71,700,000
		都市部	150,800,000
		標準	143,700,000
		都市部	251,400,000
		標準	239,400,000
		都市部	353,300,000
		標準	336,500,000
		都市部	454,500,000
		標準	432,800,000
		都市部	555,900,000
		標準	528,500,000
		都市部	657,200,000
		標準	625,900,000
		都市部	32,000,000
標準	30,500,000		
都市部	9,000,000		
標準	8,580,000		
都市部	10,200,000		
標準	9,750,000		
障害児施設(通所) 本体	利用定員 20人以下	都市部	41,600,000
		標準	39,600,000
		都市部	83,400,000
		標準	79,500,000
		都市部	138,900,000
		標準	132,300,000
		都市部	195,000,000
		標準	185,800,000
		都市部	251,400,000
		標準	239,400,000
		都市部	306,900,000
		標準	292,300,000
		都市部	363,100,000
		標準	345,900,000

別表3-1

## 平成21年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類		補助基準額	
補装具製作施設	都市部	10,500,000	
	標準	10,100,000	
盲導犬訓練施設	都市部	127,800,000	
	標準	121,800,000	
点字図書館	都市部	35,300,000	
	標準	33,600,000	
聴覚障害者情報提供施設	都市部	47,600,000	
	標準	45,300,000	

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月6日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。  
 2 特別災害地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。  
 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。  
 4 「障害児施設」とは、交付要綱第2の2の表第9号に掲げる児童福祉施設を指す。

別表3-1

## 平成22年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	32,000,000	
		標準	30,500,000	
	短期入所整備加算	都市部	9,000,000	
		標準	8,580,000	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	10,200,000	
		標準	9,750,000	
短期入所(短期入所のみ)の整備の場合)			都市部	9,000,000
			標準	8,580,000
福祉ホーム	改修	利用定員 40人 以下	都市部	18,400,000
			標準	18,500,000
		利用定員 41人 ~60人	都市部	29,100,000
			標準	27,700,000
補装具製作施設			都市部	10,700,000
			標準	10,200,000
盲導犬訓練施設			都市部	130,100,000
			標準	123,900,000
点字図書館			都市部	35,900,000
			標準	34,200,000
聴覚障害者情報提供施設			都市部	48,300,000
			標準	46,100,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別障害地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)
- 4 「障害児施設」とは、交付要綱第2の2の表第9号に掲げる児童福祉施設を指す。

\*保護施設、沖縄振興計画、公害防止対策事業、地震対策緊急整備事業計画に係る間接補助基準単価の改正に係る新旧は省略

# 地方分権改革推進計画(抄)

平成21年12月

地域主権の確立は、鳩山内閣の「一丁目一番地」である重要課題であり、明治以来の中央集権体質から脱却し、この国の在り方を大きく転換する改革である。国と地方自治体の関係を、国が地方に優越する上下の関係から、対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係へと根本的に転換し、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくっていかなければならない。

このため、地域主権改革の第一弾として、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、国と地方の協議の場の法制化、今後の地域主権改革の推進体制について、以下のとおり所要の取組を推進することとする。

なお、本計画が定める取組のうち、法律の改正により措置すべき事項については、必要に応じて一括して所要の法律案を平成 22 年通常国会に提出することを基本とする。

## **第 1 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大**

地方分権改革推進委員会の第 3 次勧告（以下「第 3 次勧告」という。）を尊重し、地方自治体から要望のあった事項を中心に、別紙における「1 施設・公物設置管理の基準の見直し」、「2 協議、同意、許可・認可・承認の見直し」、「3 計画等の策定及びその手続の見直し」及び「4 その他の義務付け・枠付けの見直し」に掲げる事項について必要な法制上その他の措置を講ずるものとする。

「1 施設・公物設置管理の基準の見直し」において、施設・公物設置管理の基準を条例に委任する場合における条例制定に関する国の基準の類型は、第 3 次勧告に沿って、次のとおりとする。

### ① 従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

### ② 標準

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの

### ③ 参酌すべき基準

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

なお、義務付け・枠付けの見直しに伴い、地方自治体においては、条例の制定・改正作業、国等による関与の見直しによる事務処理方法の変更及び計画策定業務の変更等への対処が必要となることから、地方自治体の円滑な事務処理のために必要な情報提供を行うこととする。

## **第2 国と地方の協議の場の法制化**

国と地方の協議の場については、法制化に向けて、地方とも連携・協議しつつ、政府内で検討し成案を得て法案を提出する。

## **第3 今後の地域主権改革の推進体制**

本計画は、当内閣の地域主権改革の第一弾である。今後は、内閣総理大臣を議長とする地域主権戦略会議（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）を中心に、地域主権改革の推進に資する諸課題について更に検討・具現化し、改革の実現に向けた工程を明らかにした上で、スピード感をもって改革を実行に移すものとする。

同会議については、内閣を助ける明確な権限と責任とを備えた体制とすることにより、地域主権改革をより一層政治主導の下で推進していくため、必要な法制上その他の措置を講ずることとする。

## 1 施設・公物設置管理の基準の見直し

### 〔文部科学省〕

#### (1) 学校教育法（昭22法26）

- ・ 学校の設備、編制その他に関する設置基準（3条）として文部科学大臣が定める幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の各設置基準の内容の見直しについて、地方公共団体からの要望等を踏まえ対応する。

#### (2) へき地教育振興法（昭29法143）

- ・ へき地学校等の指定、へき地手当の月額及びへき地手当と地域手当その他の手当との調整等に関する基準（5条の2）を、条例（制定主体は都道府県）に委任する。  
 条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。  
 これに伴い、へき地手当に準ずる手当に関する基準（5条の3）も同様に改める。

#### (3) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭33法116）

- ・ 公立義務教育諸学校の学級編制基準に係る都道府県から市町村への権限移譲、都道府県教育委員会への同意を要する協議については、地域主権改革の観点や教育条件整備全体の観点を踏まえ検討する。

### 〔厚生労働省〕

#### (4) 児童福祉法（昭22法164）

- ・ 指定知的障害児施設等に従事する従業者に関する基準（24条の12第1項）並びに当該施設の設備及び運営に関する基準（同条2項）を、条例（制定主体は、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市）に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

- ・ 児童自立支援施設の職員に関する規定（施行令36条5項）は、廃止する。
- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（45条2項）を、条例（制定主体は都道府県、指定都市、中核市（ただし、助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。）及び児童相談所設置市）に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。ただし、保育所にあつては、東京等の一部

の区域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、居室の面積に関する基準に係る規定は、「標準」とする。

(5) 老人福祉法（昭38法133）

- ・ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（17条2項）を、条例（制定主体は都道府県、指定都市及び中核市）に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

(6) 職業能力開発促進法（昭44法64）

- ・ 公共職業能力開発施設以外の施設において行うことができる職業訓練の内容に関する基準（15条の6第1項）を、条例（制定主体は都道府県）に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

- ・ 公共職業能力開発施設の行う職業訓練とみなすことができる教育訓練の対象者その他の内容に関する基準（15条の6第3項）を、条例（制定主体は都道府県及び市町村）に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

(7) 介護保険法（平9法123）

- ・ 指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者の員数に関する基準（74条1項、78条の4第1項、115条の4第1項、115条の14第1項）並びに当該サービスの事業の設備及び運営に関する基準（74条2項、78条の4第2項、115条の4第2項、115条の14第2項）を、条例（制定主体は、指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの基準については都道府県、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの基準については市町村）に委任する。

条例制定の基準については、医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定、配置する従業者の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする（ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の定員に関する基準に係る規定は、「従うべき基準」とする。）。

- ・ 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設が有する従業者の員数に関する基準（88条1項、97条2項（ただし、医師及び看護師を除く。）、110条1項）並びに当該施設の設備及び運営に関する基準（88条2項、97条1項（ただし、療

養室、診察室及び機能訓練室を除く。)及び3項、110条2項)を条例(制定主体は都道府県)に委任する。

条例制定の基準については、医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定、配置する従業者の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

#### **(8) 障害者自立支援法(平17法123)**

- ・ 指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準(43条1項)並びに当該サービスの事業の設備及び運営に関する基準(同条2項)を、条例(制定主体は都道府県)に委任する。

条例制定の基準については、医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定、配置する従業者の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

- ・ 指定障害者支援施設が有する従業者に関する基準(44条1項)並びに当該施設の設備及び運営に関する基準(同条2項)を条例(制定主体は都道府県)に委任する。

条例制定の基準については、医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定、配置する従業者の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

- ・ 障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームの設備及び運営に関する基準(80条2項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市及び中核市)に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

- ・ 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(84条2項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市及び中核市)に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。